令和3年第4回久万高原町議会定例会

令和3年6月18日

○議事日程

令和3年6月18日午後1時33分開議

- 日程第1 議案第60号 介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について
- 日程第2 議案第61号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第3 議案第62号 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第4 議案第63号 久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を尊重する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第65号 令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第7 議案第66号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第1 号)
- 日程第8 議案第67号 町営土地改良事業の施行について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第 9号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告に ついて
- 追加日程第2 報告第10号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告につい て
- 追加日程第3 発議第 4号 久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に ついて
- 追加日程第4 議案第68号 動産の取得について
- 追加日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第6 報告第11号 株式会社みかわの経営状況報告書について
- 追加日程第7 報告第12号 一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書につい

て

追加日程第8 報告第13号 株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について 追加日程第9 発議第 5号 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について 追加日程第10 発議第 6号 デジタル推進特別委員会の設置及び委員の選任について

○本日の会議に付した事件議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番	阪	本	雅	彦	2 番	玉	井	春	鬼
3番	光	田		優	4 番	龍	野		志
5番	田	村	昭	子	6 番	熊	代	祐	己
7番	髙	橋		誠	8 番	茶			博
9番	畄	部	史	夫	10番	大	原	貴	明
11番	大	野	良	子	12番	西西	Щ	ř	青一
13番	髙	橋	末	廣					

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町			長	河	野	忠	康	副		町	長	佐	藤	理	昭
教	官	Ĩ	長	小	野	敏	信	総	務	課	長	木	下	勝	也
住	民	課	長	沖	中	敬	史	保份	建 福	晶祉 課	長	西	森	建	次
建	設	課	長	猪	上	浩	明	林美	美 単	战略 課	長	小	野	哲	也
まち	づく	り営業	 	高	木		勉	農業	美 単	战略 課	長	菅		和	幸
農業	委員会	(事務)	局長	近	澤	雅	彦	会	計	管 理	者	中	JII	茂	俊
病院	事業等	統括事	務長	渡	部	定	明	教育	委員	会事務局	昂長	釣	井	好	春
消防本部消防長			大	野	秋	義									
代表監查委員			菅		洋	志									

○議会事務局

事 務 局 長 篠 﨑 慶 太

事務局 (朝礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時33分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1、議案第60号から日程第4、議案第63号までの条例の制定に関する4件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第63号までの条例の制定に関する4件は、一括議題にすることに決定しました。

議 長 本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました、議案第60号、議案第61号、 議案第62号、議案第63号につきまして、6月11日に委員会を開催して審 議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第60号「介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

介護報酬改定による食費の基準費用額の見直しに伴い、久万高原町立老人保 健施設あけぼの使用料及び手数料条例、及び久万高原町立病院及び診療所使用 料及び手数料条例の一部を改正し、1、各施設使用者に係る食費を392円か ら1,445円に。2、費用額算定基準による算定額以外の使用料を、504 円から557円にするとの説明がありました。

施行期日は、令和3年8月1日となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に制定について」

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、 新型コロナウイルス感染症の定義についての規定を改めるものとの説明があり ました。

施行期日は、公布の日からとなっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 議案第62号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例に制定について」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改定により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、個人番号カードの再交付手数料について定めた規定を削除するものとの説明がありました。

施行期日は、令和3年4月1日となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第63号「久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を尊重する条例 の一部を改正する条例に制定について」

いわゆる人権三法の施行に伴い、条例中の表記の整備、及び相談体制の充実 を図るための新たな努力義務を規定したものとの説明がありました。

施行期日は、令和3年8月1日となっております。

審議では、第3条において、町民を、町民及び事業者に改めることになっているが、この改定によって、事業者が努力義務を負うことになるのかとの質疑に対し、庁内において、差別事象の多くが、事業所、職場での事例が多いことから、今回の改定に伴い、事業者の努力義務と、事業所での研修といったことを規定するものとの答弁がありました。

また、事業者の方々への指導のためには、相談体制が重要になると思うが、その辺はまだこれから整えるということかとの質疑に、事業者の方に人権問題

についての啓発等を進め、研修等もしていただけるように、指導などをしてい きたいとの答弁がありました。

教育のことについて、子供は教育を受けたいが、保護者は教育を受けさせないといったことが町内で起きていると聞いているが、このようなことについては、この条例改正の中に入っているのか、との質疑に対し、基本的人権、それから子供の人権という角度から、このことも大きく含まれるところがあり、御指摘の不就学の問題については、町の教育の大きな問題であると同時に、本町だけの問題ではなく、県、それから全国にもきちんと対応していかなければならない大きな問題と思う。

現在、そういったことで、県教委と連携しながら、スクールロイヤーといわれる法律家を入れながら、対応を固めているところである、との答弁がありました。

また、この問題は、町だけで何とかできる問題ではないと思われるので、早急に国のほうへも届け出て、早期に解決するように進めるべきではないかとの質疑に、もう差別はないといった意識が多くの方にあるのかもしれないが、実際には形を変えながら、しかも深刻な問題は、私たちの生活の中に、身の周りに存在をしている。そういうことに、教育委員会としてもスポットを当てて、町民の方々と一緒に考えていくための条例として、力を発揮していくものになる、との答弁がありました。

また、移住・定住について、多くの事業を町が推進しており、多くの問題が 教育に絡みながら進んでいる。そのことからも、施策は総合的に考えていく必 要があり、常日頃からそういった取組をするという姿勢が大事ではないかとの 質疑に、やはり常日頃からということが大事であり、人権教育というのは、繰 り返し、巻き返し研修していく必要があると思われるので、今後もさらに充実 させて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、全国的な問題として、子供は学校に行きたいが、子供を学校には行かせず、別の方法で勉強させるといった新たな考え方が出始めたということなのか、との質疑に、不就学の問題の多くは、子供たちの人間関係が壊れて、ある日を境に学校に行きにくくなったり、あるいは対教師とのトラブルで学校が嫌いになって、行きたくなくなったりする。不登校であっても、家庭でしっかり

教育をして、大学を立派に卒業された方もいる。そういう方がSNSで発信して、その影響もあって、最初から学校に入学させないというような考えを持つ方も出始めたのではないかと心配している。

日本の学校教育そのものを否定するような、そういう子育てが格好いいとか、 面白いとか、ユニークだとかいうことでもてはやされている傾向を、大変心配 している。

不就学については、子供の問題ではなく、親の問題だと捉えて、じっくりと 構えていきたい、との答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

大原委員長、お引き取りください。

議 長 委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

まず、議案第60号「介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の 制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

質疑については、条例改正には関係ありませんが、町立病院ということで、 町立病院のリハビリについての質疑をさせていただいたらというふうに思いま す。

リハビリテーションの定義は、病気や障害によって失われた機能を回復し、 あるいはその患者さんが持っている能力を最大限発揮できるようにし、患者及 びその家族が生きがいをもって生活を送れるようにすることにすると聞いてお ります。

そのことに間違いございませんか。

また、リハビリには、理学療法士と作業療法士があります。この理学療法士、 作業療法士のことについて、簡単に説明をいただきたいと思います。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

リハビリ、瀧野議員が申されたとおり、運動機能が低下しておる方のリハビリということでございますが、まず、理学療法士、それから作業療法士の問題でございますけれども、理学療法士とは、病気やけが、加齢による障害などによって、運動機能が低下した方に対して、立ち上がるとか起き上がる、歩くなどの基本的な体の動作のリハビリテーションを行うことを、理学療法で行います。

一方、作業療法士は、日常生活をスムーズに送るために、応用的動作のリハ ビリテーションを行う。

例えば、食事をするとか、顔を洗うとか、字を書く、自立して生活する上で、 必要不可欠な動作をリハビリテーションすることを行います。

作業療法士のほうが範囲が広く、手の動作や、いろいろな細かい動作、そういったことを行うとともに、精神的リハビリ等も含まれております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 説明について、答弁をいただきました。

リハビリテーションは、急性期、回復期、維持期の3段階に分けられている

というように思います。それぞれ異なったリハビリをして、役割を果たしていると思っております。

急性期におきましては、疾患や障害の治療、回復期は、日常生活動作、能力 の向上及び自宅復帰、維持期は、心身機能の維持や回復を担うとされています。

町立病院は、回復期のリハビリの担い手であり、急性期病院の受皿となるため、その役割は大変大きいというように思っております。

しかし、一方で、医療受皿となるため、その役割は大きいわけでありますが、 医療上の制限によりまして、入院直後に退院を迫ることもあるというふうに聞いております。町立病院においては、そういったことはあるのでしょうか、ないのでしょうか、お聞かせをいただいたらと思います。

議長

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

リハビリですけれども、瀧野議員の申されたとおり、リハビリの制限という ものがございます。

例えば、通常疾患のリハビリ、標準的算定日数というのは、それぞれの疾患によって決められておりまして、血管疾患では150日、脳血管疾患では18 0日、応用症候群では120日というような、運動機能のリハビリの標準的日数ということが決まっております。

そういったところで、町立病院が保険適用で実施できる期間というのは決まっておりまして、入院中であるから退院を迫るということではございませんで、 そういったリハビリが実施できる期間が決まっておるということでございます。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

町立病院では、しっかりとそういった対応ができているというような答弁を お聞きして、大変安心をしたわけであります。

しかし、患者の皆さんにとりましては、ある日突然発病し、ふだんどおりの 生活ができなくなった。本当に大変なことであるのかなと。

私も数年前に、そういったことを経験しました。急に病気になって、ふだん

の生活ができない。個人にとっては大変なことであります。

そういった中で、私の場合は外傷性の頸椎損傷、3番、4番、5番、6番の 手術を東京でしてきましたが、リハビリについては、町立病院でお世話になり ました。やっと8割程度の回復ができたのかなと。

自分で考えてみても、リハビリの重要性、自主トレ、全て理学療法士、作業療法士の指導によるリハビリ等の必要性を強く感じております。

町立病院におかれては、理学療法士の皆さん、正規職員がたくさんおいでる わけですが、作業療法士においては、以前から臨時職員である。

先ほどの説明の中にもありましたように、作業療法士は広範囲にわたっての 療法士であります。私は、作業療法士、どうしても必要であるというふうに思 っておるわけであります。

今後におきましても、障害者また高齢による病気によって、多くの皆さんが リハビリを求められるというふうに思います。そういった中で、理学療法士、 作業療法士共に充実をすべきだというふうに思っております。このことについ ては、開設者であります町長のほうから、今後のリハビリの体制について、答 弁をいただきたいというふうに思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 :

御自身の経験も踏まえての質問でございました。

今、お話がございましたように、今はそういった介護、それからケアが非常 に充実した、今の社会になりつつあるということで、これは大変好ましいこと だと思っております。

その中で、特に今、お話もございましたけれども、広い範囲、日常生活、基本的なところが理学、それからそれをさらに伸ばして、毎日の日日が少しでも 従前に返れるようにと、それの対応が作業療法士と理解もいたしておりますけれども。

そういう御指摘でございます。大変、訪問看護も含めて、非常にそのあたり、 ニーズの高まりが濃いということもお聞きをいたしておりますから、今の時代 に合った、今の現状に合った体制を作り上げていかないといけないなというふ うに思っておりますから、今日の質問も、改めていただけましたので、そのあたり、また町立病院側とも十分に打合せをして、そのあたりがしっかりと皆さんの希望にかなうような体制がとれるように、これからそのあたりをしっかりと気を遣って、体制づくりを進めていきたいと思います。

以上でございます。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に関する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「介護報酬の改定に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 ここでお願いをいたします。

質疑は、議案に対する質疑に限らせていただきますので、よろしくお願いい

たします。

議長

続いて、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長

続いて、議案第62号「久万高原町手数料徴収税条例の一部を改正する条例 の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論をされる方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号「久万高原町手数料徴収税条例の一部を改正する 条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長

続いて、議案第63号「久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を尊重 する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号「久万高原町あらゆる差別をなくし基本的人権を 尊重する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとお り可決しました。

議長

日程第5、議案第64号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第64号につきまして、6月 11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。 議案第64号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)」

歳入歳出補正、総額8,488万6,000円の増額補正で、累計96億9 48万4,000円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金事業費 補助金、345万円。

学校保健特別対策事業費補助金、440万円。

県支出金では、愛媛版応援金事業費補助金845万円。

繰入金では、財政調整基金繰入金1,339万1,000円。農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、2,700万円。再生可能エネルギー発電基金繰入金、200万円。

繰越金では、前年度繰越金、2,250万4,000円。

諸収入では、職員駐車場維持管理費協力金200万円となっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、地方公務員の定年引上等に伴う例規整備支援事業業務委託料、143万円。町内仮想サーバー構築のためのクラウドサービス利用料、297万円。地域活性化起業時により、ICTの活用を進めるため、派遣元企業への負担金560万円。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金345万円。

消防費では、消防操法大会の中止による事業経費227万8,000円の減額。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策等の小学校教育活動継続支援事業費720万円。新型コロナウイルス感染症対策等の中学校教育活動継続支援事業費、160万円などとなっております。

審議において、総務課関係では、新型コロナウイルス関係の対応については、 町としても取組を行っているが、事業の中止や予約に関わる情報の連絡などは、 できるだけ早くやるべきであり、また、町と事業者間のルールについても、担 当課においてはしっかりと捉えて、迅速な対応をする努力が必要ではないのか との質疑に、事業者の方の疲弊については、何とかしなければならないという ことで、対策本部会議等においても議論を深めている。

御指摘の件については、各課の連絡が最も必要であり、対策本部会議等を通 じて協議をしながら、迅速に対応を図っていきたいとの答弁がありました。

宿泊観光の関係につきましては、毎年、町長杯のラグビー大会をやっているように、事業者の協力と連携も必要だが、後継者不足で業界も受入れが難しくなってきて、1件でも生き残ってもらえるような協力を、役場の仕事の中でしっかりとすることについて、確認をしたいとの質疑に、ラグビー合宿については、かねてから町と関係者、関係団体、または議会などが連携をして進めてきた事業だと認識しており、特に合宿の誘致ということについては、町の振興に

ついて、大変有意義な方策でもあると思うので、ラグビーだけでなく、サッカーについても言われたが、そのあたりも考えて取り組んでいきたいと思う、との答弁がありました。

まちづくり営業課関係では、地域活性化起業人派遣事業について、今年度560万円となっているが、来年度以降も継続の予定はあるのかとの質疑に、制度としては、半年から3年間ということであり、本町の要望としては、3年間ということで、企業に募集をかけたいとの答弁がありました。

また、3年間は同じ人の継続かとの質疑に、町としては、その方向で希望したいとの答弁がありました。

また、今回の地域企業人の派遣は、ICTということだが、課題なっている 林業の商社化などについても、全国的なシェアを把握し、意識と知恵を持った 専門家を派遣してもらい、事業に取り組むという姿勢が理事者にあるのかとの 質疑に、商社化のほうは、地域企業人の派遣ということにはなっていないが、 できればしっかりとしたアドバイザーというところで、それも一考において考 えていきたいとの答弁がありました。

また、560万という支出をしなくても、大きな企業のコンサルをしている 方で、久万高原町に協力したいという方もいらっしゃるので、ここにいる人だ けが協議するのではなく、目先をかえて取り組むべきではないのかとの質疑に、 そういった協力者がいらっしゃいましたら、ぜひお知らせいただきたいし、外 からの目というのは大変大事と思うので、十分、参考にさせていただきたいと の答弁がありました。

また、現在、立地適正化計画に取り組んでいると思うが、それを縦割りで計画するのではなく、立地適正化計画や商社化、都市再生整備計画など、全ての事業を総合的に計画、実施していかなければならないと思うが、そういったことを相談できる人は必要と思われるので、考えてみてはどうかとの提案が、委員からありました。

住民課関係では、昨年度の徴税が前年度に比べ、若干アップしたが、その理由として、風力発電、太陽光発電が増えてきて、それに伴う償却資産税が伸びたのが原因と聞いた。これからも再生可能エネルギーの誘致を図って、償却資産税のアップを目指してはどうかとの質疑に、町内にも太陽光発電、風力発電

があるが、償却資産はあくまでも設置者、事業者の申告であるため、事前に申請や届出があった場合には、法律や法令等に従い、しっかりと状況を見ながら進めていきたいとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、介護保険事業の第8期がスタートしたが、基準世帯の保険料が、前回は300円、今回は670円上がった。前回300円しか上げていないのに、今回、670円と倍増したことの理由と、今後も高齢者は減り続けるが、介護保険料は上がり続けるのか。そして、介護保険事業を本当に続けることができるのかとの質疑に、高齢者の方が減少しているという現状はそのとおりであり、人数の減少により、今回の670円という増額に至った。

介護保険事業の今後については、高齢者が減少することにより、増額という ことも考えられるが、基金等も使いながら、調整できる範囲は調整しながら料 金を抑制し、今後も介護保険事業を進めていきたいとの答弁がありました。

また、670円増額した要因について、高齢者が理解できるようにお知らせする必要があると思うが、対象者が何人いて、何人減った。そして、介護度が何人上がったからこの金額になるといったデータ的な話はできないのかとの質疑に、今回の8期の介護保険計画の積算により、670円増額ということになったので、時間を頂ければ、その数字はしっかりと示すことができるとの答弁がありました。

消防署関係では、消防署は男の世界ということで、人事管理が難しい部署と思うが、相対的に、消防署について、今の状態で十分だと思っているかとの質疑に、議員御指摘のとおり、男社会という特殊な中で、過去には一部で問題が発生したが、現在は4月1日に全職員集めた中で、ハラスメントなどの訓示を行い、外部講師を呼んで研修もしている。また、昨年度からは、女性吏員も1名採用ということになり、今までとは違った雰囲気の中で業務を行っている。今後も十分注意していきたい、との答弁がありました。

教育委員会関係では、タブレットは各学校に配置できたのか、との質疑に、 5月に今年度整備する166台を購入した。現在、担当が初期設定等を行い、 各学校への配付をしているところであり、6月中旬には、全校に配付する予定 との答弁がありました。

また、社会性を育てる面でも、多くの生徒が顔を合わせた授業はいいと思う

が、学校間の連携をとりながら、オンラインで授業をするという方向性はあるのか、との質疑に、学校内のネットワーク整備の完了を8月末に予定しており、 完了後には、学校間の連携した教育等にも、今後、取り組んでいかなければな らないと思う、との答弁がありました。

また、まちづくりは教育だと考えているが、その要を担う教育長として、この町の教育をどういう形でやるのか、どういうところを目標としているのかとの質疑に、鍛える教育に3つの柱を立てて、心を鍛える、頭を鍛える、体を鍛える。こうした3つの柱を設けて、鍛える教育を推進しているとの答弁がありました。

また、子供たちが、やればできるという気持ちを持って、夢が持てる、大志を抱ける、そういう教育を推進していただきたいが、そのことについてはどう思うのかとの質疑に、子供に夢を持たせるということが、教育委員会それから教員の大きな責務だと思っている、との答弁がありました。

コロナ禍で町全体が暗い雰囲気の中、こういった予算を組んで、内容の濃い 事業の推進をしていただきたいとの意味を込めて、本予算に対して賛成とする 討論がありましたので、報告をさせていただきます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第64号につきまして、6月11日に 委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第64号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第2号)」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務課では、地域活性化企業人により、 ICTの活用を進めるため、派遣元企業への負担金560万円。

衛生費では、再生可能エネルギー発電による地域活性化補助金、200万円。 浄化槽事業特別会計繰出金、264万7、000円。

農林水産業費では、新たな森林管理システム事業業務委託料、177万3, 000円。久万農業公園敷地購入費、2,700万円。林業経営支援事業補助 金、650万円。農業集落排水事業特別会計繰出金、709万1,000円の 減額。

商工費では、交通誘導警備業務委託料、147万円。えひめ版応援金補助金、 1,690万円。受動喫煙防止対策事業補助金、100万円などとなっており ます。

審査におきましては、まちづくり営業課関係では、コロナ対策においては、 様々な給付事業があるが、苦しんでいる事業者の声を隅々まで拾えていないか もしれないので、今後どのようにその声を拾い上げていくのか、との質疑に、 給付事業については、事業の周知ができていないという指摘もいただいたので、 5月末に町内340の事業者に給付事業の案内文書を配布した。その成果もあ って、徐々に相談件数も増えているとの答弁がありました。

また、給付事業については、幅広い給付金の検討が必要ではないかとの質疑に、給付事業については、国の持続化給付金制度があり、それを補うために、要件を緩和した事業継続給付金制度を町で立ち上げている。この事業計画給付金についても、昨年度、要件緩和を行っており、今年度においても、4月から6月期において、減少率を20%から10%に緩和し、給付金上限を法人40万円、個人20万円と倍増させる相談をさせていただいたとの答弁がありました。

また、給付事業の案内に回答のない高齢の事業者などについては、直接、聞き取り調査をするなどの、きめの細かい対応を行い、いま一度、町内の事業者の方々に、コロナ収束後、元気を取り戻していただきたいという思いを、町から届けるべきではないかとの質疑に、経済の再興や、社会生活を平常に戻すことについては、まだまだ道半ばであり、担当課においても、懇切丁寧に対応するなど、その辺りは十分に配慮しているが、なおしっかりと対応していきたいとの答弁がありました。

また、デジタル推進については、基幹産業に対して、どのような取組を行うのかとの質疑に、まず、農林業が考えられるが、間もなく光回線も整い、既に LPWAの通信網も整備されている。林業のパトライトシステムや、農業戦略 課のほうでは、オリナワという捕獲のシステムも試験運用している。今後、そういったものを本格稼働させながら、専門家を招聘して、デジタルを活用する 技術を、民間の力もお借りしながら有効に使えるよう、今後検討したいとの答弁がありました。

また、100万円を予算計上している受動喫煙防止対策事業に関する質疑に、 国の受動喫煙防止対策助成金制度に町が上乗せをして補助する事業であり、飲 食スペースが100平米未満の飲食店が、受動喫煙防止対策を行う場合に、国 の補助が3分の2あるので、その補助残に対して、町が2分の1、20万円を 上限で補助するものとの答弁がありました。

環境整備課関係では、浄化槽事業について、6月補正で予算計上するのは、 申込みが多数あったということなのか。あるいは、当初の見込みが甘かったの かとの質疑に、当初予算では5人槽を8基分計上していたが、その後に新規の 14人槽の申込みがあり、新たに400万円程度の支出が見込まれるため、今 回の補正に至ったとの答弁がありました。

また、浄化槽の改修について、移住者が家屋の改修を目的として申請をした 事例はあるのかとの質疑に、移住者は今年度に繰越しをした1名と認識をして いるとの答弁がありました。また、浄化槽の改修について、今後、久万高原町 で該当する箇所はどのくらいあるのかとの質疑に、率で言うと、現在の普及率 が38.5%であり、残りは62.5%となるとの答弁がありました。

また、し尿の松山市への移送に関する状況について、前向きに話は進んでい

るのかとの質疑に、今現在は、検討委員会を立ち上げて、議会、業者、落合組の方にも御協力いただきながら、できるだけ早くということで、検討を進めている状況との答弁がありました。

また、町の財産でもある河川の水質状況について、最近、生態系が崩れているのではないかと心配する意見もあり、環境整備課として、5年または10年くらいのスパンで、河川の動植物の専門機関とも連携して、調査を実施することは可能かとの質疑に、現在、河川の生態系の調査が実施できていないが、今後は河川だけでなく、町内の自然環境の保全の一環として、まず河川の生態系の実態を把握する調査を、漁協及び県立の衛生環境研究所、生物多様センターなどと連携を図りながら、検討したいとの答弁がありました。

農業戦略課関係では、農業公社の土地購入について、土地賃貸契約が25年を経過したということだが、以前に期限が到来したということで、諮問委員会を設置して、全員一致で存続という方向性があったと理解しているが、5年の延長期間があっても25年ということかとの質疑に、平成8年11月1日に、土地の賃貸借契約を地権者の方と交わしており、期間は平成8年11月1日から平成33年10月30日までとなっているとの答弁がありました。

また、農業公社の建物や、ハウスが25年経過して、修繕の必要性や、ハウスの劣化についてはどのような状況かとの質疑に、ハウスについては、ビニール等消耗品であるので、その都度、修繕をして使用しているとの答弁がありました。

また、農業公社の現在の鉄骨ハウスの建て替えが必要になった場合には、実際に就農した際に使用するパイプハウスなどにより、就農経営に近い形での施設を検討してはどうかとの質疑に、現在、ハウスは十分に使用できる状況であり、今後、建て替えが必要になった場合には、十分、検討したいとの答弁がありました。

また、高齢農家の、両親の跡を、子供が仕事を辞めて継ぐ場合などには、行政からの援助や、補助等、支援策はあるかとの質疑に、水田であれば、畦畔の整備補助とか、産直に出荷するためのミニハウスの補助とかがあるが、家族を手助けするために、直接な補助制度は今のところないとの答弁があった。

林業戦略課関係では、炭素の排出量で企業価値が判断される社会が到来し、

森林整備はその原点であり、加えて、水源地としての役割も大変重要であるが、総合的に考えて、町として、どういった森林整備を目指しているのか。及び、商社化の中でも進めるべきではとの質疑に、平成27年に林業振興計画を策定しており、これに基づき、順次、計画を進めていきたい。目標林系の形として、水源地となっている森林については、水源涵養を、木材生産に適している森林については、木材生産機能をといった、機能に合ったゾーニングができるように、森林を整備していきたいとの答弁がありました。

また、皆伐後の植林、育林について、作業に従事する人がいないという、非常に大きな問題になっているが、人の調達、調整、制度の充実などについて、商社の中で考えていく気はあるのかとの質疑に、今現在、そういった人材が少なくなっており、商社においても、担い手の情報収集を業務の一部として取り組むとともに、全国的にも育林の担い手不足はあるので、県との連携も図り、人材の発掘、また育成に努めたいとの答弁がありました。

また、育林と環境林の考え方の中で、適地適木といったこともあるが、この町内で苗を生産するということが可能か不可能かなど、町ができなかったことを新しい商社がもっと具体的に実施するべきではないかとの質疑に、苗の生産については、愛媛県内では、以前から種苗の生産協同組合という組織があり、そこに新しい商社として切り込んでいけるかというのは、今後の検討課題になる。町内の森林を所有する林家の方々の御意見もいただきながら、新しい事業の多角化等の実施を考えているので、そういったことにも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

建設課関係では、災害などで農地が崩れたが、補助事業の採択基準に満たないような小規模な場合に、農家を応援するという観点から、状態を見て、何か支援できる制度はないのかとの質疑に、国の補助事業で農地の災害復旧事業があるが、被害額が40万円以上などの採択要件がある。相談があれば、職員が測量設計することになるが、全てのものが補助事業で採択できるわけではないとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございます。 議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。 各委員長の報告が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算(第2

号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

猪上課長

お諮りします。

日程第6、議案第65号及び日程第7、議案第66号の特別会計補正予算に 関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号及び議案第66号の特別会計補正予算に関する議題は、一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第65号、議案第66号につきまして、6月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第65号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)」

総額、709万1,000円の減額補正で、累計1億7,384万8,00 0円となります。

歳出の内容は、人件費の減額、709万1,000円の減でございます。

歳入の内容は、一般会計繰入金の減額、709万1,000円の減でございます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続いて、議案第66号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)」

総額、567万2,000円の増額補正で、累計4,709万円となります。 歳出の内容は、浄化槽設置工事費の増額、567万2,000円。 歳入の主な内容は、循環型社会形成推進交付金の増額、167万4,000 円、一般会計繰入金の増額、264万7,000円となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございます。

議 長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については1件ずつ行います。

まず、議案第65号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑をされる方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)」については、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第66号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算 (第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正 予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長

日程第8、議案第67号「町営土地改良事業の施行について」を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第67号につきまして、6月11 日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を御報告いたします。

議案第67号「町営土地改良事業の施行について」

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、 議会に提出されたものでございます。

事業概要。

事業名、県単独補助土地改良事業(かんがい排水)、槇の川地区でございます。

所在地、久万高原町西明神。

工種、農業用用排水施設。

数量、延長が350メートルでございます。

予定事業費、1,300万円。

予定工期、令和3年度から令和4年度となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

続いて、議案第67号「町営土地改良事業の施行について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「町営土地改良事業の施行について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後2時30分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時30分)

議長

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程を追加し、議題とすることに決定しました。

議長

追加日程第1、報告第9号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき報告

議長

提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告 について」を終わります。 議 長 追加日程第2、報告第10号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の 報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議 長 提出者の報告が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を終わります。

議 長 追加日程第3、発議第4号「久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則 の制定について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 発議の趣旨説明

議 長 趣旨説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

大原議員、お引取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第4号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「久万高原町議会会議規則の一部を改正する規則の 制定について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長

追加日程第4、議案第68号「動産の取得について」を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

議長

追加日程第5、議案第69号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決いたします。

お諮りします。

議案第69号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第6、報告第11号「株式会社みかわの経営状況報告書について」 を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 報告書に基づき報告

議 長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号「株式会社みかわの経営状況報告書について」を終わります。

議 長 追加日程第7、報告第12号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 報告書に基づき報告

議 長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号「一般財団法人柳谷産業開発公社の経営状況報告書について」を終わります。

議 長 追加日程第8、報告第13号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長

報告書に基づき報告

議 長

提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号「株式会社さんさん久万高原の経営状況報告書について」を終わります。

議 長

追加日程第9、発議第5号「議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成する議会 改革特別委員会を設置し、閉会中に審議することにしたいと思いますが、御異 議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、閉会中に 審議することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、久万 高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにした いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは、議会改革特別委員会の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

(篠﨑事務局長を指名)

篠﨑局長

朗読いたします。

玉井春鬼議員、光田 優議員、熊代祐己議員、大原貴明議員、大野良子議員、 西山清一議員、以上6人です。

議長

お諮りします。

朗読のとおり委員の選任を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任はただいま指名したとおり決定しました。

休憩中に委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告 願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長の職務を行ってください。

ここで、しばらく休憩といたします。

(午後3時02分)

(休 憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時03分)

休憩中に開催されました議会改革特別委員会について、正副委員長の互選が 行われ、報告がありましたので、事務局長に氏名を朗読させます。

(篠﨑事務局長を指名)

篠﨑局長

朗読いたします。

議会改革特別委員会委員長、玉井春鬼議員、副委員長、大野良子議員。以上です。

議長

正副委員長は、ただいま朗読したとおり決定しました。

なお、本委員会は、閉会中に調査するとともに、調査終了までお願いいたします。

議 長

追加日程第10、発議第6号「デジタル推進特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

久万高原町議会委員会条例第6条の規定により、6人の委員で構成するデジタル推進特別委員会を設置し、閉会中に審議することにしたいと思いますが、 御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、6人の委員で構成するデジタル推進特別委員会を設置し、閉会中に審議することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されましたデジタル推進特別委員会の委員の選任については、 久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することに したいと思いますが、御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、デジタル推進特別委員会の委員の選任については、議長が指名 することに決定いたしました。

それでは、デジタル推進特別委員会の委員の選任は、事務局長に氏名を朗読させます。

(篠﨑事務局長を指名)

篠﨑局長

朗読いたします。

坂本雅彦議員、瀧野 志議員、田村昭子議員、髙橋 誠議員、森 博議員、 岡部史夫議員、以上6人です。

議長

お諮りします。

朗読のとおり委員の選任を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任はただいま指名したとおり決定しました。

休憩中に委員会を開いて正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告 願います。

委員会は、年長議員が臨時委員長の職務を行ってください。

ここで、しばらく休憩といたします。

(午後3時06分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時08分)

休憩中に開催されましたデジタル推進特別委員会について、正副委員長の互

選が行われ、報告がありましたので、事務局長に氏名を朗読させます。

(篠﨑事務局長を指名)

篠﨑局長

朗読いたします。

デジタル推進特別委員会委員長、髙橋 誠議員、副委員長、森 博議員。 以上です。

議長

正副委員長は、ただいま朗読のとおり決定しました。

なお、本委員会は、閉会中に調査するとともに、調査終了までお願いいたします。

議 長

お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後3時09分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会におきまして提案をいたしました議案、それぞれお認めをいただきまして、大変にありがとうございました。

また、その論議の中で、適切な御意見も頂戴いたしまして、ありがとうございました。それぞれいただきました貴重な御意見、しっかりと受け止めて、今

後の行政に反映をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し 上げます。

なお、コロナにつきましては、ある程度の落ち着きを見せ始めておりますけれども、昨日、また残念なことでございますけれども、松山でクラスターが発生をいたしております。ただいま高齢者の方々への接種、順調にいっておりますけれども、7月までにしっかりとこれを終わらせ、また基礎疾患、それから一般、16歳以上の方々に、なるべく早く、これは国・県との関係がございますけれども、保健福祉課のほうでしっかりとリードをしながら、一般の方に早く接種が完了できるように努めてまいりたいと思っております。

そして、本会議でも出ましたけれども、コロナ禍で経済活動、あるいは社会生活、大変な、大きな犠牲がはらわれております。どこかで閉塞感を感じざるを得ないところにあるわけでございますけれども、アフターコロナとも言われております。落ち着きも見せ始めている中でございますから、それぞれ、私どもしっかりと各課が将来のことを見据えながら、また議会の皆様方の御指導もいただきながら、しっかりと明日を見詰める久万高原町づくりに頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともの御支援をよろしくお願い申し上げ、梅雨明けまでもう少しあろうと思いますけれども、議員の皆様方には、どうぞお体御自愛いただきますように心から念じまして、6月定例会に当たりましてのお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

10日間の議会日程で開かれました6月議会、議員各位、そしてまた関係の皆様方、御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま、2つの特別委員会が設置されたわけでございます。議会会報特別 委員会は、もう既に活動をされておりますが、それぞれの特別委員会、活動し ていただきまして、閉会中にしっかりとした活動をしていただきますように心 からお願いをいたしたいと思います。

本日は本当に御苦労さんでございました。

以上で、令和3年第4回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局 (終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名議員

署名議員